平成29年度 第1回愛知県障害者施策審議会 会議録

平成29年7月27日(木) 愛知県障害者施策審議会

平成29年度 第1回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

平成29年7月27日(木) 午後1時30分から午後3時45分まで

2 場所

愛知県庁本庁舎6階 正庁

3 出席者

井上委員、宇佐美委員、岡田委員、加賀委員、川崎委員、髙橋(脩)会長、髙橋(美)委員、 徳田(清)委員、徳田(万)委員、永田委員、野田委員、古家委員、牧野委員、水野委員

(事務局)

健康福祉部長 ほか

4 開会

定刻になりましたので、ただ今から平成29年度第1回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、昨年7月26日に神奈川県の障害者支援施設で大変痛ましい事件が発生し、ちょうど1年が経過いたしました。改めて、亡くなられた方々に黙祷を捧げたいと存じます。

「黙祷」(1分間)

ありがとうございました。

それでは、開催に当たりまして、長谷川健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

5 部長挨拶

皆様、こんにちは。 愛知県健康福祉部長の長谷川でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、「平成29年度第1回愛知県障害者施策審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の障害者施策の推進に、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。

さて、昨年度は、3回の審議会に加えまして、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の制定に向けて御意見をお聴きするため、当審議会の下に設置いたしましたワーキンググループを3回開催いたしました。各会議とも大変熱心に御議論いただきまして、委員の皆様の幅広い見識からさまざまな御意見・御提言を賜りました。本当にありがとうございました。

本日は今年度第1回目の審議会でございますが、次第にありますように議題が3件と報告事項が1件ございます。議題の1件目では、まず、第4期障害福祉計画の進捗状況について説明をさせていただきます。その上で、2件目の第5期障害福祉計画の策定につきまして、今月13日に開催した第1回ワーキンググループにおきまして、構成員の皆様からいただきました貴重な御意見を踏まえ修正いたしました計画の骨子案について、改めて御意見をいただきたいと存じます。特に、入所施設からの地域生活への移行につきましては、今年5月から6月にかけて実施しました入所者の地域生活移行に関するニーズ調査の結果概要も見ていただきながら、皆様から御提言を賜りたいと思います。そして、議題の3件目につきましては、昨年10月に

制定しました「手話言語・障害者コミュニケーション条例」に基づき、コミュニケーション手段の利用の促進に関する施策について御意見をいただきたいと存じます。

また、報告事項につきましては、教育委員会から「愛知県特別支援教育推進計画進捗状況について」を御報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げまして、私の挨拶 とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

6 定足数確認

では、議事に入る前に事務局より若干御連絡申し上げます。まず、定足数の確認でございます。本日は、委員数20名のうち、過半数以上の14名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により当審議会は有効に成立しております。

なお、今月11日付けで、蒲郡市長の稲葉正吉委員に代わり、本日御欠席ですが、豊田市長の太田稔彦様 が本審議会の委員に就任されましたので、報告させていただきます。

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。また、7月13日(木)から県のホームページで、審議会の開催のお知らせをしており、本日の傍聴は3名でございます。傍聴の方にお願い申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、お願いいたします。

8 資料確認等

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、A4版で本日の次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領でございます。続いて、A3判で資料1、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2参考資料が2種類、資料3、資料4でございます。このうち、出席者名簿、配席図、資料2参考資料のうち福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査について差替えをお願いしたいと存じます。

また、本日追加で、資料2-3の第1回愛知県障害者自立支援協議会における意見の概要と対応策についてと、本日御欠席の小樋委員に事前に御回答いただいた質問票、更には、今月6日開催の第1回愛知県地方精神保健福祉審議会の資料と20日開催の第1回愛知県障害者自立支援協議会の資料を、あわせて机上配布しております。なお、本日の議題とは関係ありませんが、あいちアール・ブリュット障害者アーツ展のチラシも配付させていただきました。資料の不足等がありましたらお申し出いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは次に移らさせていただきます。

本日の会議では、手話通訳及び要約筆記の方に御協力をいただきながら進行していきますので、各委員に おかれましては、御発言にあたりまして、マイクを利用いただき、ゆっくりと大きな声で御発言くださいま すようお願いします。また、古家委員から見てどこに座っていらっしゃるのかを最初に説明されてから御発 言いただきますよう御協力をお願いします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、髙橋会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

9 会長挨拶

それでは、改めて皆様こんにちは。

本日は、お忙しい中、障害者施策審議会に御出席いただき、ありがとうございました。

本題に入ります前に、津久井やまゆり園での痛ましい事件について、少しお時間をいただいて触れさせていただきたいと思います。19名のかけがえのない命が、偏った差別的考えに支配されていた一人の男性によって奪われました。私たちは、事の重大性に向き合わなければなりません。昨年の事件直後に開催されました本施策審議会で、当日欠席された小樋委員が「私たちは生きたいです。」とメッセージを寄せられました。これは、忘れることができない重い言葉でした。まるで、亡くなられた19名の方々に代わっておっしゃっているように、私には思われました。私たちは今こそ、人の存在の多様性を認め、改めて障害のある方の生存する権利など基本的人権を尊重し、どこで誰とどのように育ち、暮らし、生きるかは個人の自由であるとの基本理念・原則を再確認したいと思います。そして、それに立脚して、忍耐強く、かつ着実に施策を進めていく必要があると思います。本審議会はそのための本県における最も重要な審議の場であります。委員の皆様方におかれましては、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、本題に入りたいと存じます。今回は今年度最初の審議会であり、内容は、先程、健康福祉部長さんの挨拶にもありましたとおり、議題が3件と報告事項が1件であります。会議の内容の中心は、「第4期愛知県障害福祉計画の進捗状況について」と「第5期愛知県障害福祉計画の策定について」であります。第4期障害福祉計画の進捗状況をつぶさに評価していただき、その評価に基づき第5期の骨子案をしっかり検討してまいりたいと考えております。

限られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞って御発言をお願いできれば幸いです。報告事項も含め円滑に会議を進めていきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いします。

また、委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、御質問していただきたいと思います。そして、御遠慮なくお考えを言っていただいて、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

少し長くなりましたが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

10 議事録署名者指名

それでは、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと存じます。今回は、加賀委員と徳田万里子委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

11 事務連絡

では、次第に沿って議事を進めてまいりますが、本日の会議の終了時刻は、午後3時30分を予定しておりますので、御協力をよろしくお願いします。

それではまず、議題の1番目「第4期愛知県障害福祉計画の進捗状況について」、及び議題の2番目「第 5期愛知県障害福祉計画の策定について」を一括して審議いただきたいと存じます。事務局から説明をお願いします。

- 12 議題(1)第4期愛知県障害福祉計画の進捗状況について
- 13 議題(2)第5期愛知県障害福祉計画の策定について

障害福祉課 加藤補佐

障害福祉課の加藤です。古家委員の左側、事務局席からご説明させていただきます。着席して説明いたします。

はじめに、「第4期愛知県障害福祉計画の進捗状況について」であります。資料1を御覧ください。

4期計画は、27年度から29年度までの3年間を計画期間としております。大きく4つの目標を設定しておりまして、目標の1点目は、(1)「福祉施設入所者の地域生活への移行」であります。成果目標①として、25年度末から29年度末までの地域生活移行者数について、目標1,117人に対して、28年度までの実績は96人であります。成果目標②、29年度末までに施設入所者を158人削減するに対して、28年度までの実績は、103人となっております。

資料右側、中程の「評価と分析」を御覧ください。地域移行が進まない要因としまして、1期から3期までの障害福祉計画を通じて、地域生活への移行が可能な方は、既に移行を果たされたこと、施設に入所する御本人の状況、さらには、家族の高齢化といった事情が推測されますが、後ほど説明をいたします施設入所者のニーズ調査の分析を行った上で、しっかりと対応を検討する必要があると考えております。

2ページを御覧ください。(2)「入院中の精神障害者の地域生活への移行」でございます。数値目標は、3つございまして、①入院後3か月経過時点の退院率が目標値64パーセントに対しまして、28年度実績は63パーセント。②入院後1年経過時点の退院率が目標値91パーセントに対しまして、実績は91.4パーセント。③長期の在院患者数の24年6月末時点からの減少率が目標値18パーセントに対しまして、実績は6.4パーセントとなっております。資料右側の「評価と分析」ですが、成果目標③について、進捗が遅れている状況がございます。新しく長期在院者となる患者は減少傾向にあるものの、既存の長期在院者の退院が進んでいないことが要因と考えております。

2枚おめくりください。4ページでございます。(3)「地域生活支援拠点等の整備」でございます。 成果目標は、各市町村または各障害保健福祉圏域に、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備するものと いたしました。28年度までに、名古屋市と豊橋市におきまして、各1か所の整備となっております。下の 表にありますように、今年度以降、整備を行う予定の市町村がございますので、地域アドバイザーと連携し、 圏域会議を通じて市町村の取組状況を把握しながら、支援してまいります。

5ページを御覧ください。(4)「福祉施設から一般就労への移行」でございます。3つの成果目標を設定しております。①一般就労移行者数は、29年度末における目標値が1,178人のところ、28年度の実績は948人でございました。年々増加傾向にございまして、要因としましては、法定雇用率の引上げ等により、企業の雇用意識が高まっていることが推測されます。資料右側の下側、「今後の取組方針」にありますように、引き続き、「中小企業応援障害者雇用奨励金制度」、この制度は、初めて障害者を雇用する中小企業に対して奨励金を支給する本県独自の制度でありますが、その活用等により、企業の受入支援を行ってまいります。②就労移行支援事業利用者数は、29年度末における目標2,374人に対し、実績は1,702人であります。次に、成果目標③、就労移行率3割以上を達成する就労移行支援事業所の割合は、目標5割以上に対して実績4.8割となっております。

6ページを御覧ください。障害福祉サービス見込量に対する利用状況です。3期計画初年度の24年度と 比べますと、一部を除きまして、各サービスとも利用実績は伸びており、概ね4期計画で見込んだサービス 量の近似値となっております。

7ページは、圏域別のサービス見込量と実績を示しております。こちらは後ほど御確認いただければと存じます。

続きまして、「第5期愛知県障害福祉計画の策定について」説明いたします。資料2-1の1ページを御覧ください。「第5期計画の骨子案について」でございます。「1 骨子案作成の考え方」にありますように、5期計画は、4期計画の内容・構成を基本といたしまして、国の基本指針に即して作成してまいります。4期計画からの変更点でございますが、昨年6月の児童福祉法の改正がなされまして、障害「児」福祉計画の策定が義務付けられました。4期計画におきましても、「障害児支援体制の整備」について記載しておりますが、この部分を拡充しまして、次期計画では障害福祉計画と障害「児」福祉計画を一体的に策定してまい

ります。また、国の基本指針が、本年3月に改正され、次期計画に盛り込むべき成果目標や活動目標が示されましたので、必要な項目追加、見直しを行うこととしております。

骨子案につきましては、本日の審議会に先立ち開催しました、当審議会の計画策定ワーキンググループ及び自立支援協議会においても審議いただき、御意見をいただきました。頂いた御意見と、その対応につきましては、資料2-3と、それから本日、机上配布しました資料2-3の追加分に、整理をしております。御意見の多くにつきましては、本日の骨子案を御審議いただいた後、次回の施策審議会に向けて作業を進めてまいります、計画素案、計画本文の作成時に対応させていただきますが、一部の御意見については、本日の骨子案にも反映しております。

資料2-3の1ページを御覧ください。質問番号4番の後段、「地域生活支援拠点等について記載しなくてよいのか」との御意見や、2ページの6番、「発達障害者について、しっかり記載してもらえるのか」、7番の「難病患者について、記載してもらえるのか」といった御意見、さらに、ページをおめくり頂きまして、7ページの26番「本人の意思決定支援をどうするかは重要な問題であり、しっかり考える必要がある」との御意見に対しまして、資料が前後して申し訳ありませんが、資料2-2を再び御覧いただきたいのですが、「第5期計画の骨子案の項目別記載事項案」の1ページ、第2章の「2 計画の基本的考え方」の囲みの中にございます、「①障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援」の新規追加や、④の記載中、「地域生活支援拠点等の整備」を追記したこと、また、資料右側の下側、第3章の「2 障害者の状況」の記載事項といたしまして、「発達障害のある人、難病患者」を明記しております。

大変申し訳ありませんが、再び、資料2-3~ お戻りいただきまして、3ページの10番、<関連>のうち、2つ目「地域生活移行を推進するための県の事業・取組がどれだけあるのかを資料として提出してほしい」との御意見に対しましては、ページを数枚おめくり頂きまして、8ページに別紙といたしまして、「障害のある方の地域生活への移行を推進する事業一覧」として整理しておりますので、御確認ください。

それでは、あらためて、資料 2-2 を御覧ください。ここからは、本日、御審議いただきます骨子案について、4期計画からの変更点を中心に、説明を進めてまいります。

1ページの右側、「6 区域の設定」です。障害福祉圏域につきましては、従来から、二次医療圏、老人保健福祉圏域と同一の圏域を設定してまいりました。30年度から二次医療圏が見直され、名古屋医療圏と尾張中部医療圏が統合される予定でございます。老人保健福祉圏域についても検討が行われております。引き続き、福祉と医療・介護の適切な連携が必要であることから、障害福祉圏域につきましても、見直しに向けて調整を進めてまいります。

2ページを御覧ください。「第4章 地域生活への移行等についての成果目標の設定と取組施策」でございます。「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」でございますが、引き続き、地域生活移行者の増加と、施設入所者の削減について目標設定をいたします。地域生活移行者につきましては、国指針では9%という基本値が示されておりますが、県の4期計画の進捗状況が進んでいない状況がありまして、5期計画では目標をどのように設定するのか、目標達成に向けた取組とあわせまして、しっかりと検討していく必要があると考えております。

左側 中程の、「目標達成に向けた施策の方向性」であります。これ以降、同様の記載部分がございますが、 骨子案ということで、現時点では、4期計画を基本に、項目のみ記載しております。具体的な内容につきま しては、今後行います、計画素案の作成段階で検討してまいりたいと考えております。資料右側、「2 精 神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」でございます。今回の国指針で、新たに示された項目と なります。地域の基盤整備を行うため、各圏域や、市町村におきまして、関係者の協議の場の設置や精神病 床における1年以上の長期入院患者数などについて、目標設定を行います。

2枚おめくり頂きまして、4ページとなります。左側の「5 障害児支援の提供体制の整備等」でありま

す。障害「児」福祉計画として、内容を拡充する項目でございまして、成果目標といたしまして、「児童発達支援センターや保育所等訪問支援」、「重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後デイサービス事業所」、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」を設定したいと考えております。

資料右側、「第5章 障害福祉サービス等の見込量(活動指標)と確保策等」であります。国指針に即しまして、新たな活動指標を追加するもので、(7) 就労支援の指標追加、(8) 発達障害者等に対する支援の追加などが内容になっております。

2枚おめくり頂きまして、6ページとなります。「第8章」は、新たに設ける章でございます。障害者差別の解消法、コミュニケーション手段の利用促進など、障害者への理解促進や生活支援のための環境づくりを始めとしまして、事業所における利用者の安全確保などを項目に位置付けることとしております。

最後に、資料2の参考資料のうち、「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」を御覧ください。この調査は、地域生活移行に関する課題の整理や、取組の検討に際しましての資料とするために実施したものです。調査期間は、本年5月9日から6月28日まで、県内の障害者支援施設に入所してみえます3,859人を対象に調査を行いました。対象者が多く、重度の方が多いなど、意思表示が困難な方がお見えになることから、施設職員の方に、御本人・御家族の意向を踏まえていただいた上で、回答をお願いしたものです。調査結果ですが、本日お配りしたのは、速報版でございまして、一部分のみとなっております。調査結果の分析には、今しばらく時間をいただきたいと思いますので、御了承願います。

資料左側の下ほど、問の10、御本人に対する質問でありますが、「これから、どこで生活したいと思いますか」との質問に、6割の方が、今いる施設で生活していきたいと回答され、違う所で生活したいと回答された方は2割でした。右側にうつりまして、こちらは施設職員による回答でありまして、問14「地域生活への移行に関する御家族の意向」については、「施設での生活を希望」が67パーセント、「地域で安心・安全な暮らしができるのであれば地域での生活を希望する」は3パーセントでございました。問17「現在の地域における障害福祉サービスの利用により、地域生活へ移行することが可能か」との質問には、困難との回答が63パーセント。問18、その理由について、「現在の地域における環境では、現実的には厳しい」が78パーセント、「御家族の強い意向」が53パーセント。問19、「どういったサービスや支援が充実すれば、移行が可能となる見込みがあると思うか」質問したところ、24時間ケアが行える体制の整備 77パーセント、御本人のことを理解し、継続的にかかわる人材の確保 55パーセント、身体介護・夜間支援のあるグループホームの充実 53パーセントが上位を占めております。問20「地域生活移行に向けて、特に調整を要する事項(課題)」については、御家族の理解と協力 57%、本人が地域生活移行に向けた意思を持つこと 39パーセントなどとなっております。今後、調査結果を分析いたしまして、5期計画の策定に活用してまいりたいと思います。説明は以上であります。

髙橋会長

何か御質問や御意見ありませんでしょうか。

御覧いただいた通り前回のワーキンググループで活発かつ有益な御意見をたくさんいただいております。 それを踏まえて今日は案が出されていると思いますけども、重ねて今日、御意見をいただければさらに充実 したものになるのではないかと思います。鋭い御指摘もいただければなと思います。いかがでしょうか。ど うぞ。

永田委員

ワーキンググループでも上がったことになるのですけれども、今御説明いただいたニーズ調査の件ですが、 御本人また御家族の希望で、今ある施設の継続いうことを希望されている方が多いということになりますが、 回答されたのが50代平均ということ、また、施設の生活が長い場合、新しい生活がこう具体的に予想できないと不安が強くて、まあ現状で0Kというふうに回答になるのが十分に予測されることかと思います。なので、御本人の希望がどういったところから、おそらく希望の高さになっているのだろうということの分析も十分しないと、御本人・御家族が施設の入所を希望されているから、このかたちでということを、一般の方が誤解しないようにとか、どういう状況の中でなのかということについては、ちょっと慎重に扱っていただけると良いのではというふうに思っております。

障害福祉課 加藤主幹

事務局の障害福祉課加藤です。古家委員から見て左側に座っております。よろしくお願いいたします。今回のニーズ調査結果の概要は、暫定版であり速報ということで、今月13日に開催しましたワーキンググループで説明をさせていただき、今日の審議会の方でも説明させていただきました。この調査結果の分析を、永田委員から御指摘をいただきました点もしっかり踏まえまして、分析を進めていきたいと考えております。今後、計画策定のワーキンググループの第2回会議を9月21日に開催する予定でおります。そちらに向けて分析をしまして、ワーキングループの構成員はもとより、施策審議会の委員の皆様にも、調査結果を分析したものをお示ししまして、地域生活移行に向けて、どういうふうに取り組んでいったらいいのか、御意見もいただきまして、しっかり考えてまいります。どうもありがとうございました。

岡田委員

愛知県自閉症協会つぼみの会の岡田です。古家委員の斜め右手前です。よろしくお願いします。4ページの第5章5番目障害児支援のところの保育所等訪問支援というのがあるのですが、障害児支援の充実ということであるのですけれども、この保育所等訪問支援が、愛知県の方でどれぐらい実際に行われているのか、これは小学校の方も訪問して、その人が生活しやすいように訪問しているっていうことかと思いますが、実態は、愛知県はどれくらい使われていているのかということが、分かったら教えて頂きたいのですが。

髙橋会長

箇所数ではなくて、事業実施数ですか。

岡田委員

現実にどれくらいの方が、利用している方はいないのか、たくさん利用されているかということが、どこかに書いてあったような気がするのですが。あ、この左のしかくに設置数が書かれていますが、実際にどれくらい使われているかということが、分かれば教えていただきたい。

髙橋会長

事務局の方でお手元に資料がありますかね。では、お願いします。

障害福祉課 立花主幹

障害福祉課立花です。古家委員の向かって左側に、事務局側に座っております。よろしくお願いいたします。岡田委員から御質問のありましたことですが、毎月、国保連合会というところに市町村から請求がありまして、そこのデータを確認したら分かるのですが、ちょっと今手元に資料を持っておりませんので、また調べて御報告させていただきます。

岡田委員

どうして質問したかというと、多く利用していただければいいなと思いまして、もしかしたら普及啓発なんかも必要なのではないかと思っておりまして、どれくらい利用があるのか知りたくて質問しました。よろしくお願いいたします。

髙橋会長

それでは、次回までによろしくお願いします。他にいかがでしょうか。今のようなことでも構いません。 はい、どうぞ。

野田委員

愛知県医師会の野田といいます。古家委員の右に座っています。4ページのところの障害児支援の提供体制の医療的ケア児の話を新規に入れていただいて非常にありがたいと思ってるのですが、ここで我々一番思っているのが、小児に特化してみえる相談支援専門員の数が非常に少なく、お母さん達が NICU (新生児集中治療室) から退院する時に相談する相手は非常に少ないんですね。そこを5ページのところには、「2 広域的な支援事業」とうことで「相談支援体制整備事業」と書いてございますが、ぜひ重症心身障害児に対する相談支援専門員の教育・研修の実施をお願いしたいということと、もう一つは、人工呼吸器を付けた子ども達が学校に行くようになってきていて、愛知県非常に先進的な取組でして、全国では、人工呼吸器を付けた子ども達が学校にいくというのは断られている県がたくさんあるわけですから、そこは非常にありがたいと思っているのですが、その教育との関わり、特に、医療的ケア児といっても、それが知的障害と心身障害両方あるわけではなくて、歩き回れる障害の子達、レスピレーターを付けていても動き回れる子達も存在しますので、その子達が教育現場にでてくるのが当然なので、そこのところも文言を少し追加していただけるようにお願いをしたいと思います。

髙橋会長

2つの御質問かなと思います。重症心身障害児の相談の体制はどうなっているのかということ、あとは人工呼吸器を付けた子ども達の医療的行為の支援の問題。教育との連携も踏まえた御質問かと思います。最初の方は事務局の方で、後の方は、教育委員会もお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

障害福祉課障害者施設整備室 杉原室長

事務局の杉原です。古家委員の左側になります。よろしくお願いします。今、野田委員から御質問がありました件ですけれども、もう医療的ケア児の支援の関係、まあコーディネーターをやれるような、医療とか福祉とか、そういったものに長けている方の配置とかですね、研修会等を開いて、そういった人の要請に応えていきたというようなことを検討していきたいと考えております。

髙橋会長

後段も含めてですか。前段の方のもう一つは、相談支援専門員・障害相談支援について重症障害児の支援 も視野に入れて、要請及び取組がなされているのかどうかということかと思いますけども、その点について はいかがですか。

障害福祉課障害者施設整備室 杉原室長

確かに、重症心身障害児の支援に関しては具体的に進んではいないと思いますので、今回、医療的ケア児のコーディネーターを国からも設置していくとのことですので、そちらのほうの実施を進めていきたいとい

うふうに考えております。

髙橋会長

充実させようという方向で。あと学校に入った後、動きながら人工呼吸器をつけた子ども達がいるのですが、そういう子ども達への支援と学校との連携に関してどうなっているのか、ということについてお答えいただければ。

特別支援教育課 伊藤課長補佐

失礼します。教育委員会特別支援教育課の伊藤と申します。古家委員の左手側に座っております。学校現場の県立の方ですけれども、野田委員さんから指摘のありました、例えば人工呼吸器等をつけておられて、医療的ケアが必要なお子さんにつきましては、特別支援学校に看護師を配置しておりまして、対応するのですが、基本的に看護師が行う医療的ケアについては、痰の吸引、経管栄養、それから導尿の3種類が主な行為になります。全国的にはまだ珍しいというお話がありましたが、愛知県では人工呼吸器をつけられている方の医療的ケアについては連絡協議会というもので協議しておりまして、そこには主治医の先生方にも来ていただきまして、専門的な御意見を頂きながら、そこの協議会で一つ一つの事例を審議して、認められたものを実施しているという現状です。それぞれのお子さんによって、色々手技や配慮すべきことが違いますが、愛知県では蓄積された事例がありますので、そういったものに照らし合わせてなるべく早く支援できるようにしていきたいと思います。

髙橋会長

この件については、学校において医療的ケア児がどれくらいいるのか、愛知県ではどんな取組がされているのか、どんな問題があるのか、そしてどんな課題があるのかということについて、できればみなさんと共有したいと思います。重症心身障害及び医療的ケア児の支援というのは、今回の障害児福祉計画の重点の1つだと思います。ですから、ぜひ、先程申し上げたことについて、できたら次回にその辺のデータを出して頂ければありがたいと思います。いかがでしょうか。

特別支援教育課 伊藤課長補佐

会長さんから御指摘がありましたデータですけども、教育委員会で把握している数がありますが、そちらは保護者の方の意向とかもございますので、公表できるかどうかを確認させていただいて、またこの場でお示しできるデータをお示ししたいと思います。

髙橋会長

わかりました。これに関係したことですか。はい、どうぞ。

永田委員

小児科学会の方で医療的ケア児のことについて検討が行われていて、あ、古家委員の右側になります。なっているのですけれども、学校ということがあったのですけれども、今実際にはNICUから退院した子どもたちには、小学校に上がる前の子ども達も多数いて、母子保健が把握しているのか、福祉課が把握しているのかということも、全国的にどこも把握していないのではないかということが話題に上がっているので、学校だけではなくて、学校に入る前の医療的ケア児の現状もできれば把握をいただけたらと思います。

髙橋会長

その点については、学校に入る前というと児童発達支援事業所や保育所等福祉の関係となりますけども、いかがでしょうかね。具体的に言いますと、全国の知的障害福祉協会の毎年出しているデータの中には、児童発達支援センターにおける医療的ケア児の実態についてのデータが出ています。ですから、部分的には分かっているところはあるのですけれども、愛知県の実態がどうなっているのか、これから施策をどう進めるのかという点に関しては、重要だと思います。よろしくお願いします。

障害福祉課障害者施設整備室 杉原室長

障害者施設整備室の杉原です。古家委員さんから向かって左側になります。今、会長さんからお話もありました通りですね、医療的ケアの実態、学校に進学されている方については教育委員会の方でもある程度把握されていると思うのですけれども、永田委員に言われた通りですね、就学前の方については中々実態が把握されておりません。本県としましても国が施策を進めるということもありますので、一度全ての市町村に依頼をして実態を把握したいと思っております。

髙橋会長

では、教育委員会と併せて、次回までに出せるデータを出していただければと思います。よろしくお願い します。それでよかったですか、永田委員。はい、では他にいかがでしょうか。どうぞ。

井上委員

古家委員より向かって右側におります、シンセサイズ中部の井上と申します。よろしくお願いします。地域生活拠点の点についてなんですけども、今年度中に名古屋市南区に1件、また豊橋に1件で2箇所できるということなのですけども、どのような形態で作られるのでしょうか。既存の民間施設を利用するのか、それとも、まったく、どんなかたちでできるのか知りたいです。

障害福祉課 立花主幹

障害福祉課の立花と言います。古家委員の向かって左、事務局側におります。よろしくお願いいたします。 豊橋市と名古屋市の南区で地域生活支援拠点等が前年度4月から開設されています。いずれも面的整備というかたちで整備されておりまして、中心となるのは、そこの基幹相談支援センターで、相談機能とか人材養成とか色々な相談支援体制の整備を図る。専ら問題になりますのが、地域生活の体験の場と緊急一時短期入所ですね。そう言った場所の確保というところが問題になっておりまして、豊橋市さんの場合ですと市の単独事業で、そういった場所の確保をしてらっしゃると聞いております。

髙橋会長

よろしいですか。

井上委員

名古屋市の場合は基幹相談支援センターがやっているということなんですね。

障害福祉課 伊藤課長補佐

同じく伊藤です。名古屋市については新設するグループホームさんが緊急時等に対応していると聞いております。民間立です。

井上委員

今後32年度までに、各地域でいろいろ整備されると思うんですけど、それもまた既存の施設に機能が追加されるって感じなのでしょうかね。

障害福祉課 立花主幹

障害福祉課の立花です。古家委員から見て左側の事務局席に座っております。御質問のありました今後の 見通しなのですけれども、国はハードを中心に拠点を一箇所集中で進める整備の仕方と、先ほど言いました 面的な整備を進める仕方の2つを提示しておりまして、今まだ未整備の市町村にも今後どういった形態で整 備を進めるのか意向の調査をしているところなのですが、ほとんど全ての自治体が面的な整備というかたち で整備を予定しておりますので、専ら既存の施設を活用した形での整備を進めていくというふうに考えてお ります。

髙橋会長

いいですか。他にいかがでしょうか。どうぞ。

岡田委員

愛知県自閉症協会の岡田です。2ページの第4章の「目標達成に向けた施策の方向性(案)」のところで 丸の5つ目に「障害の重度化、高齢化が進んだ方への支援」が出てきているのですが、この具体的なことは どこで分かるのか。今度障害福祉計画を作ってきていただく時に、具体的に65歳になった方がどうなるの かということを障害福祉計画の中に記載していただければ分かりやすいかなと思いました。参考資料のアン ケートで出ています地域生活が進まないというのも、やはり高齢化になってきて、医療的ケアがどうなるの かという不安もあって地域移行が進まないということもあると思いますので、ぜひこれを具体的な施策とし て計画の方に盛り込んでいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

髙橋会長

いかがですかね。

障害福祉課 加藤主幹

事務局の障害福祉課加藤です。古家委員の左側に座っております。「目標達成に向けた施策の方向性(案)」とうことで、今回第5期計画から「障害の重度化、高齢化が進んだ方への支援」というのを入れさせていただきました。9月下旬に第2回ワーキンググループを予定しておりまして、そちらに向けて素案をまとめていく段階ですので、いただきました御意見も踏まえまして、今後まとめていきたいと考えております。是非、委員の皆様から、御意見またはアイデアをいただきまして、素案に盛り込んでまいりたいと考えておりますのでぜひ忌憚のない御意見を賜りたいと思います。

髙橋会長

よろしいですか。 この高齢化の問題も、これから我が国が、愛知県も含めて取り込まないといけない重要なテーマですので、ぜひ後でも結構ですから事務局の方に様々な参考になる情報とか、御意見をお寄せいただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。どうぞ。

徳田 (清) 委員

愛知県精神障害者家族会連合会の徳田と申します。古家委員からは右手の方にいます。ワーキンググループ会議の委員でもありますので、そこでも質問したりした問題です。私も第4期障害福祉計画の策定にも関わったので、その時に申しまして新しい4期の時にピアサポーター、ピアサポートするというのが初めて新規で出ました。それを受けてだと思うのですけど、愛家連の方に、家族が家族に対して相談事業するという事業化された委託事業で、受けています。第4期福祉計画の進捗状況で私は一つの成果と考えていまして、今まで家族は福祉サービス医療サービスの受け手だけという側面だったのが、私たち家族でも様々な失敗経験から色んなことを学んでいるので、実際にそうした学びを活用しうるように、第5期福祉計画では記述をお願いします。幸い平成29年度からピアサポーター養成研修も予算化されています。第4期福祉計画作成論議の中でも「ピアとは、当事者だけでなく家族も含めている」という見解が示されていました。引き続き、「ピアサポーター養成研修」という事業には、当事者のみならず、家族も含めて考えていただければありがたいです。親としての失敗を活かして、また「家族会の話し合い」の中で学んだことを社会貢献したい家族もいます。従って第5期福祉計画には家族が家族を支える「家族相談事業」を文章化していただくようお願いします。

髙橋会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

障害福祉課こころの健康推進室 古橋室長補佐

こころの健康推進室の古橋と申します。古家委員から左側の事務局席に座っております。ピアサポートの養成につきまして、御意見にもありました通り、今年度養成研修を実施してまいりたいと思います。ピアサポートのピアというのは、同じ悩みですとか経験を体験した仲間という意味もございますので、当事者の方をピアということもあります。広い意味では、家族の方も当事者や家族の方を支える方という意味で、ピアサポーターかなと思っております。今御意見いただきました第5期福祉計画において、家族の方の支援についても位置づけをということでございましたので、御意見を踏まえまして、今後、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

髙橋会長

よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。じゃあ、どうそ。

宇佐美委員

発達障害当事者委員の宇佐美です。水野さんの左から5人目になっております。一般就労への移行についてですが、現状での就労移行が0割の事業所さんがかなり多いなという印象を受けました。資料2-1の5ページですね。数字を出すときに前年度実績と当年度当初の利用者数で算定する関係上、新設の事業所は当然この0に入ってくるわけですから、新設の事業所が多い年に、ここが上がってくるというのは、特に問題ないかと思うのですが、平成28年度と29年度で比較したときに25か所増えているのに対して、移行率0割が37か所と、だいたい150%多いという感じになっておりますので、これはちょっと質の向上で本格的にやっていかないとサービス事業者数だけが増えて、実際の移行率の達成が難しくなってくるのではないかと思いますので、資料2-2の3ページ「事業者の確保と質の向上」という感じの書き方にして、質の向上にも力を入れるということを打ち出した方が良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

髙橋会長

最初の質問はどこのことでしたかね。どこのページですか。

宇佐美委員

資料1の5ページです。「イ 就労移行支援事業所における就労移行率の達成状況」について、新設が0割になるのは、当たり前なことだとしても、新設事業所よりも移行率0割の事業所の数がだいたい1.5倍の数になっているという事でちょっとこれは質の向上にも力を入れないと、まずいのでないかと思いまして、次期計画では「事業者の確保と質の向上」に変えた方が良いのではないかという意見です。

髙橋会長

という御指摘ですが、いかがでしょうか。

障害福祉課 立花主幹

はい、障害福祉課立花と言います。古家委員の左側、事務局席に座っております。宇佐美委員が御指摘のとおり、二極化しておりまして、資料1の5ページ「イ 就労移行支援事業所における就労移行率の達成状況」の3割以上のところが、70か所の48.3%、0割のところが37か所で25.5%。頑張っているところと、そうでないところの二極化しています。就労移行支援に限らず、就労継続支援事業所についても、質の問題は国の方でも結構課題として捉えておりまして、平成30年度に報酬改定でこの辺のその就労移行するためのインセンティブの加算なんかがですね、多分整備されるのではないかと思っております。また新しいサービスで就労定着支援という新しい障害福祉サービスが創設されてきますので、この辺りをミックスしながら、社会資源を活用しながら就労移行を達成していくんだろうと思います。それで、量だけ出なくて、やはり質というのも大変重要ですので、その辺りはしっかりと、県に指導権限ございますので、確認をさせて指導してまいりたいと思います。。

髙橋会長

よろしいですか。とても重要な課題かなと思います。他にもう一人くらいいかがですか。どうぞ。

髙橋(美)委員

岡崎自立生活センターピアハウスの高橋と申します。古家委員さんの向かってほぼ正面に座っております。よろしくお願いします。2点ありまして、1つ目は先ほどから話になっております一般就労への移行のところなのですけれども、資料2-2の3ページですね。職場定着率のところなのですけれども、職場定着率の向上というところで、今回新規で「1年後の職場定着率を8割以上」となっているのですけれども、一年後以上の例えば3年とか5年というのも見ていった方が良いのではないかというのが一つ意見です。

あともう一つですね。ちょっと話が変わるのですけれども、相談支援体制の充実というところで、医療的ケアが必要なお子さんの相談体制とか、発達障害だとか、様々な相談体制となっているのですけれども、私も地域で相談支援やらせてもらっているのですが、なかなか相談員が忙しすぎるというか、手一杯の部分がとても多くて、計画相談に追われてしまっているという現状もある中で、どうやって充実させていくのか、人材確保、また質の向上も含めて、何かそういった計画、たくさん研修やって、数だけ増えても良いものではないと思いますので、そのあたり何かお考えがあればお聞かせ願いたいです。お願いします。

髙橋会長

2点の質問と思います。定着率をもう少し追跡してはどうか、計画相談に追われている相談支援専門員の質と量の充実をいかに図るか。よろしくお願いします。

障害福祉課 立花主幹

障害福祉課の立花といます。古家委員の左側事務局席に座っております。まず、計画相談に追われている相談専門員の実情ということなのですけども、平成27年度から御存知の通り全ての方に計画相談しなきゃいけないというところで、そのときは大変現場も混乱しておりまして、まあ一区切りついたのかと思っております。また何にしろ、ニーズが非常にたくさんあるわけでして、それを質を確保するというところが非常に悩ましいところです。その時にやはり地域で相談支援体制の核となるのが、基幹相談支援センターでございます。 ですので、まだ基幹相談支援センターがしっかり整備されてない市町村にあっては、その整備されるように、しっかり検討しても、研修で指導等をしてまいりたいと思っています。また国の方では、まだ正式には出てないですけども、平成31年度から、主任相談支援専門員という仕組みを作って、 更に質の向上を図っていくという取り組みも考えていらっしゃるようですので、そういった方達の養成というのも、国の制度も県の責務を果たしながら、 地域の相談支援体制の充実というのを担保してまいりたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

それから一つ目の職場定着率の向上。まあ3年、5年と見ていくと、当然職場定着というのが1年で終わるわけではございませんので、そういったものを見ていくかどうか、まあこれは国の基本指針のお話ですので、現実の現場としては、やはり2年後3年後にモニタリングをして、みていくというところで、先程もお話ししましたが、新しいサービスとして、定着支援のサービスも始まりますのでそういったものを活用して、しっかりと定着支援をサポートしてまいりたいと思っております。以上です。

髙橋会長

ありがとうございました。ちょっと補足させていただきますと、県の自立支援協議会の中に二つの専門部会があります。その一つに人材育成部会という部会がありまして、そこで御指摘いただいたことも含めて活発に検討しています。その中で、相談支援専門員の質の向上を図るべく新しい事業展開を考えようとしております。もうお一方くらい、いかがでしょうか。どうぞ。

徳田 (万)委員

弁護士会から来ております徳田と申します。古家委員から右の方4人目になります。お願い致します。私の方からの質問は大きく一つなのですが、質問というかお願いでございます。第4期の進捗状況についていただきました御報告の2ページ目に関係するところでございます。右下の今後の取組方針というところで、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」というテーマで、今後の取組方針が記載されているところに関してでございます。このところ見ておりますと、やはり中長期化されている方について、なかなか退院目標が達成されてないということが書かれております。こういう形で数字で表していくこともとても大事なことなのですが、ときどき個別に事件に関わらせていただく個々の方の状況をみております限り、やはり数字ではなくて中身が大事なんだろうな一というふうに考えておりまして、具体的な内容の取り組みとして書かれております「①属性分析を進めてその状態像に応じた効果的な支援策を検討する」という書かれ方としては非常に抽象的なのですが、これがまさに数字ありきでなくて、地域移行に関してとても大事な視点ではないかと思っております。そこで属性分析というところについて、可能な範囲でいいのですが、これに関しては、いわゆる強制入院であるのか、任意入院であるのかといったことの分析が主になるのかということを一点御質問させていただきたい。また、ここを見る限り「②医療と福祉双方の関係者を対象とする合同研修」とか

連携も書かれております。しかしながら、我々弁護士ですので触法の障害者だった方と関わることも多くありまして、今、触法障害者の問題というのは、非常に重大な問題として、検察庁をも含め司法関係者では何とか頑張って取り組もうとしているところでございます。その際に必要な視点としてやはり医療と福祉以外に「矯正」という視点からの移行も大事な視点であると考えております。その点を踏まえましてですね「矯正」という観点からの連携のお考えがもしあれば、御見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。ちょっと補足ですが、冒頭にやまゆり園の事件のお話がございました。この被告人のしたこと自体は憎むべきことであって、決して許されることではないわけですけれども、この被告人が元々措置入院されていて、十分な支援・治療であるとか地域に戻るのであれば、その支援とか見守りがない状態で出てきてしまったというのも一つ重要な問題として指摘されているところでございます。任意入院も非常に多いけれども、実際入院の中で措置入院なり医療保護入院を繰り返して追加されている方がいるという認識でおります。ですので、まさに、アンケートの方の問14番の方でもありました「地域で安心・安全な暮らしができるのであれば地域での生活を希望している」障害当事者の方がいらっしゃるのであって、そのあたりの視点も踏まえまして、まさしく状態像に応じた効果的な支援策を御検討いただきたいと思っております。

髙橋会長

精神障害のある方についての御質問かなと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課こころの健康推進室 鈴木室長

こころの健康推進室長の鈴木でございます。古家委員から見て左側の事務局席に座っております。今、徳田委員から御意見・御質問をいただきました。まず1点目、入院が長期化している患者の属性についての分析の内容ということですけれど、徳田委員からお話がありましたように、任意入院なのか強制的な入院なのかということも当然考慮することになると思いますし、あとはやはりどういった精神障害で入院されているのかということも含めて考えていくべきことかなと思います。ですから属性と言いますと、入院形態や実際の患者さんの身体的・精神的な状態等も含めたものになるかと思います。それからもう1点、「矯正」の観点ということですけれども、健康福祉行政に私ども関わっておりますけれども、それは健康福祉行政の目的や直接の守備範囲とはちょっと異なるだろうと思っております。ただし、触法問題につきまして、精神障害が関わっていることもあろうかと思います。そういった場合は、現行制度について申し上げますと、医療観察法という制度がございますので、そちらを所管しております例えば保護観察所と連携して、指定医療入院機関から、触法の方を地域に受けるときは、保護観察所や保健所、あるいは市町村の関係者の方と連携して適正に、対応していきたいと考えております。以上です。

髙橋会長

いいですか。他に、はい、どうぞ。

古家委員

愛盲連から古家です。地域移行の話しの中で、共生して生きていくという観点では賛成なのですけども、私自身が障害を持っていて、私の場合は大学2年の交通事故で失明したんですけども、それまで関わっていた友達はたとえ失明しても一般の健常者と同じように関わってくれます。ですが、それ以降に出会った人はやはり障害者という目でまず見られるかなという感じがします。私の中で思うのが、私も家族があって家族と暮らしていて、将来的に考えると、やはり障害者の多くの方がそういう思いもあるんじゃないかと思うんだけど、「周りに迷惑をかけるのであれば自分は我慢したい」、「家族に迷惑をかけるのであれば自分は我慢

して、施設に入っていよう」と思う人が絶対に多いと思うので、そういう方の心のケアも対処していかないと、外に出ようと気がしない一つの要因じゃないかと思いました。

髙橋会長

ありがとうございました。そういうことの取組みについては、いかがですかね。

障害福祉課 加藤主幹

事務局の障害福祉課の加藤です。古家委員からの貴重な御提言だというふうにお聞きしました。今回、第 5 期計画の基本理念のところで「地域共生社会の実現」ということを掲げて、今後計画を策定してまいりますけども、そういった心のケアに対処していかないと地域移行が進まないという御提言を踏まえ、今後しっかり皆様から御意見をお聞きしながら考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

髙橋会長

少し補足しますと、障害のある方の自己実現、そして誇りを持って生きていけるようにサポートするのが 相談支援活動の中心だと思います。そういった視点を持ってやっていただけるといいと思いますし、強化し ていただくといいと思います。また、自立支援協議会の人材育成部会にも今日いただいた御意見を反映させ ていただければと思います。事務局で対応よろしくお願いします。

またもう一つ、先程、徳田委員もおっしゃっていましたけども、障害のある方が受益者になると同時に、 支援者にもなるというところも誇りを持って生きるという点では、とても重要なことかなと思います。少し 補足させていただきました。

では、最後にもうお一人からお聞きして、次の議題に移りたいと思います。

牧野委員

育成会の牧野です。今後の取組方針の中で一番気になっていたのが、グループホームの整備促進制度によるグループホームの整備ということですけども、今ここで言われているのが、特に精神関係のことか分かりませんけども、こういう人たち例えばグループホームでやるというと、色々問題があると思いますので、私が思っていたのは、民間法人でやるべきなのか公的法人でやるべきなのか、それともそれは問わずに地域に入るならそういうふうにやっていくのか、そこらへんが見えてこないので非常にまずいと思ったのですけど、やっぱり受け皿として作るんだったら、年どれだけの人数をやるためにはどれだけが必要なんだということをしっかり出していかないと思います。このへんどうなのでしょうね。私いま民間法人をやっていますけども、今回、補助金が下りて着工に入る訳なんですが、私どもの法人の中で障害が重症の人を対象に6~7人で、1棟で運営しています。今後ともそうやって運営していこうと思っている。精神が入ったり身体が入ったりして、いろいろ混じってくると、どこまでやったらいいのか分かりませんので、これからある程度ここで議論していくにはもう少し具体的に数値を並べて、こうだからこうやっていきたいという数値を出していただきたいのですが、どうでしょうか。

髙橋会長

具体的にはどういうふうなことでしょうか。

牧野委員

具体的には地域系の場合は、自分たち民間の力で作っているわけですけども、これからは普通の人もグル

ープホームに入ってきますし、障害の重たい人も入ってきます。とりわけ知的障害の方を対象にやっていますけども、精神さん難しいですが、そういうことをこれから私たち民間でもやっていいのかどうかということです。

髙橋会長

その点についていかがですか。

障害福祉課 立花主幹

障害福祉課の立花と申します。古家委員から左側の事務局席にいます。よろしくお願いいたします。牧野委員から質問がありました、知的のグループホームが精神障害の方の支援をやっていいのかどうかという質問がありました。現実的には非常に難しいと思います。ただ制度的には、制限するものは何もございません。精神障害の方を支援するとなると、医療的な連携が必要になってくると思いますし、また、精神の方と接する支援員の方のスキルも非常に重要になってくると思います。ですので、そのあたりは地域の相談支援事業所とよく連携をとられて、どんな人材が、どんな支援者が周りにいるのかをしっかり把握して、そことよく連携をとったかたちで、その方の本当に必要とされる支援を穴のない形でやっていただく必要があると思います。

また前段の方で、公的な法人がするのか、民間法人がするのかという話しがございましたが、この部分についても、できるだけ地域の社会資源が充実されるようにそういった区別なくお互いが力を合わせて地域を盛り上げていく必要があるかと考えております。

髙橋会長

よろしいでしょうか。様々な御意見をいただきありがとうございました。

計画の骨子案が示されたわけですが、いただいた御意見はこれからの素案に反映するものとして、とりあえず今日の骨子案については御了解いただいたということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは事務局におかれましては、9月21日に第2回のワーキンググループが開催されます。それに向けて、入所者ニーズ調査の結果をまとめていただくとともに、今日の御意見を踏まえまして、計画素案の作成を進めていただきますようにお願いします。

それでは、次に移らさせていただきます。

14 議題(3)手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策について

髙橋会長

次に、議題の3番目「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策について」を審議会条例第6条第4項により、専門部会の部会長が報告することとなっておりますので、部会長の永田委員から説明をまずよろしくお願いいたします。

永田部会長

部会長をさせていただいております。永田です。よろしくお願いいたします。古家委員の右側3人目のと ころに座らせていただいております。

資料3を御覧ください。今年度第1回目の専門部会につきましては、7月11日にこちらのほうで開催させていただきました。簡単にその専門部会での内容について、御報告をさせていただきます。

まず別紙1を御覧下さい。愛知県障害者計画の見直しの中で、コミュニケーション環境の充実を図るということが記載されておりますので、具体的な推進のための取組について、この審議会の中でも検討していきたいと思っております。見直しの方向性ですけども、計画の別冊として4~8名程度を作成していきたいと思っておりまして、慎重に審議を進めたいというふうに考えておりますので、スケジュール的には平成30年6月に最終案を作成する予定にしています。その間、こちらの施策審議会におきましても、意見徴収をさせていただきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

別紙1の一番下の括弧内に、専門部会における主な意見を掲載させていただいております。施策の方向性につきましては、点字のこと・要約筆記のこと・障害の特性に応じたコミュニケーション手段についてなど様々な御意見を委員の先生からいただきました。また、ヒアリングループなど、難聴者の聞こえを支援する設備など、そういった具体的な取組の例について記載する方向で検討してまいりたいと思っております。

別紙2を御覧ください。こちらが条例の施行に伴いました、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援に関する取組につきまして、今年度行うものについて御検討をいただきました。ひとつひとつ御説明させていただく時間がないので、少しかいつまんで御報告をさせていただきたいと思っております。1点は、ろう学校において手話がどのくらい教育されているのか、ということ対する御意見をいただきました。また、通常学級の発達障害児の支援という意味で、パソコンやカメラ等の持ち込みがまだ十分に配慮されていないのが現状かと思います。これについての理解も進めていくという御意見もいただきました。また、第9条の啓発につきましては、手話講師だけではなく要約筆記についてもとりあげる必要があるのではないか、ということや、視覚障害者の誘導の方法、また代筆や代読のことについての啓発など具体的な取組の方法について、委員の先生方から御意見いただきました。

次のページを御覧下さい。人材の要求についてですが、要約筆記についてもっと多くの市町村で養成が必要ではないか、という御意見をいただきました。また、一番多く時間を割いて議論いただきましたのが、第11条になります。平成29年度の取組において、「防災局、当事者との意見交換会の開催(調整中)」とありますが、ここ愛知県においても災害が想定されておりますが、災害時の障害者のためにどういうふうに体制を整えていくのか、まだ十分に議論されていないのが現状かと思います。重度障害者の方のサポートの状況をどうつくっていくのかということを当事者等も含めまして、防災局とも進めていくということが議論になってきました。また、避難所での生活における障害者の支援の体制についても今後議論を進めていきたいと思っております。また第13条ですけども、先程お話ししたみたいに通常学級内でも子どもたちがどう学習しているのかということについて、現状把握する必要があるのではないかという御意見をいただきました。

次に別紙3を御覧ください。普及啓発事業について、今年度の実施内容について話し合いました。昨年度は一般向けに年に2回のシンポジウムを実施させていただきましたけども、今年度は対象を絞りまして、小学生と保護者を対象とした事業について計画をする方向で検討しております。また、来年度につきましては企業等というふうなかたちで、それぞれの年度で対象者を変え、十分に御理解いただけるような体制をつくることを目的としております。今年度は小学生と保護者を対象として、ワークショップのようなかたちでということが原案として提示されました。おきまして、専門部会では、実践の場のところで広報していくチラシを配るだけではなく、説明をあわせて行う必要があるということ、また、子どもが興味を持って体験していただけるようなチラシが有効なのではないか、という御意見をいただきました。実際に委員の先生方からは、具体的な御意見をいただきました。以上、簡単ではございますが、中和言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策について、専門部会御報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

髙橋会長

ありがとうございました。専門部会の今年度の状況と普及や啓発事業等について報告をいただきました。 活発な活動をしていただいているようで、非常に嬉しく思います。この件について、御質問や御意見をぜひ お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

古家委員

愛盲連の古家です。今の専門部会での話の大前提になってしまいますが、ぜひ愛知県の方でお願いしたいなというのが、今回この会のための資料をパソコンの方にも郵送でも送っていただきましたが、郵送で送っていただく場合、前にも一度お話はしたのですが、今回、A3サイズの資料で大きい封筒で来たので県から来たんだなとすぐに分かったから良いですけど、そうじゃなく、特別な特徴がない場合、やはり郵送物や封筒に県から来たんだと分かる点字もしくは浮き出る決められたマークなどがあれば触って、これは県から来た郵送物なんだなと分かる何かをつけてもらいたいなと思います。でないと、一般的にどうでもいいようなチラシも多い中で、これは県から来たから必ず読まなきゃと除けておきますので、正直、中身までわかるといいのですが、そこまでいきなりハードルは高くできないので、せめて郵送物に、これは県から来たんだよと分かる点字もしくは浮き上がるマークを、郵送物だけではなく配布物なんかにもマークが浮き上がってこれは県から来たんだなと分かると、一般の方への啓蒙にも繋がると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

髙橋会長

すでに実施されている事業の改善についての御意見ですが、いかがでしょうか。部会長の方からも何か御 意見があれば。

永田部会長

とても貴重な御意見かと思います。実際、定形版だと他の郵便物との区別がつかないので、県からの郵便物の工夫について何かしていただけるのか、事務局の方で御回答いただければと思いますがいかがでしょうか。

障害福祉課 石黒補佐

地域生活支援グループの石黒と申します。古家委員さんから見て左手側に座っております。先程県からの 郵送物について分かるようにして欲しい、とのお話ですけども、例えば点字テプラなどございますので、そ ういったものを封筒に貼らせていただくことはすぐにできますので、まずはそういった工夫をさせていただ きたいなと思います。よろしくお願いします。

古家委員

私宛ての封筒に貼っていただくのはもちろんなんだけども、私だけではなくて、一般の方宛てへの封筒にも全て、触って分かるマークでも良いですのでつけていただくと、一般の方への啓蒙にもなると思います。 どこでどういうかたちで視覚障害の方に郵送物が届くか分からないので、いきなりは難しいかと思いますけども、徐々に、全配布物にこれは県から来たものだと分かる点字ないしはマークをつけていただけると嬉しいなと思います。

髙橋会長

ということですけども、いかがですかね。公的な情報にアクセスする権利をいかに保障するのかという話だと思います。そういう面では個人的な問題ではないと思うのですが、いかがでしょうか。

障害福祉課 石黒補佐

地域生活支援グループの石黒です。広く皆様に、ということですので、また、どういうものやどこに付けると分かりやすいかということを研究していきたいと思いますので、またそういった御意見を専門部会などで検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

髙橋会長

では、よろしくお願いいたします。他に御意見のある方いらっしゃいますか。よろしいですかね。それでは引き続き専門部会の方で、今日の御意見等も踏まえ、引き続き検討を進めていただきたく、部会長以下よろしくお願いいたします。

15 報告事項 愛知県特別支援教育推進計画 (愛知・つながりプラン) の進捗状況について 高橋会長

報告事項に移らさせていただきます。本日の報告事項は、1件です。「愛知県特別支援教育推進計画(愛知・つながりプラン)の進捗状況について」、事務局の方から御説明をよろしくお願いします。

特別支援教育課 鈴木主査

失礼いたします。特別支援教育課の鈴木と申します。古家委員からは、左手事務局側から御説明させていただきます。座って失礼をさせていただきます。

それでは、「愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況」について、御説明させていただきます。まずは、幼稚園・小中学校・高等学校に関わる部分について、御説明いたします。「1 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率」についてです。幼稚園・小中学校・高等学校における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率は、御覧の通りとなっております。なお、この調査は、作成する必要のある児童生徒数を分母とし、作成していると回答しました児童生徒数を分子として割合を算出しております。今後、引き続き教育支援リーフレット等を活用し、個別の教育支援計画を作成していくよう、保護者に伝えることで、更に作成率の向上を図ってまいりたいと思います。

- 「2 中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に関する支援情報の高等学校等への引継ぎ率」に関してです。引継ぎ率は、41.4%となっており、特に公立高校・私立高校への引継ぎ率がまだまだ低いのが現状であります。数値が下がった要因につきましては、平成27年度に、作成の必要な生徒が499人の内引き継いだ件数が175件であったのに対し、平成28年度は、作成が必要な生徒が1,075人の内引き継いだ件数が222件であったことから、個別の教育支援計画の作成が必要な生徒が2倍以上と大幅に増えたこと、それに対して引継ぎ件数は増加したのですが、十分な引継ぎがなされなかったことがあげられます。各中学校に支援情報を進路先に確実に引き継ぐことの重要性を伝えるとともに、引継ぎ率の向上を目指してまいります。
- 「3 特別支援教育に関する研修会への参加率」です。今後も様々な役割や立場に応じた研修会を実施し、 内容の充実を図るとともに、特別支援教育に関する研修を受講したことのない教員が参加できますよう市町 村教育委員会を通じて各学校へ引き続き呼びかけていきます。
- 「4 特別支援学級の担当教諭の免許状の取得率」ですが22.1%となっており、まだまだ全国平均を 下回っている状態であります。課題といたしましては、特別支援学級担当教員には、免許取得の法的義務が

ないこと、また数年で交代してしまいますことが考えられます。今後も免許等の保有率が上がりますよう呼 びかけてまいります。

「5 小中学校及び高等学校と特別支援学校との教員の人事交流」についてです。昨年度より人事交流の 人数は増えており、教員の専門性の向上に役立っております。

特別支援教育課 伊藤課長補佐

失礼いたします。特別支援教育課の伊藤と申します。古家委員の左側事務局席から引き続き御報告申し上げます。続きまして、特別支援学校についてでございます。「1 重複障害学級の増設」についてでございます。平成27年度からそれまでの基準を見直しまして、児童生徒の実態に応じた重複障害学級の設置について努めておるところでございます。

- 「2 専門性の向上」についてでございます。(2) ウに示させていただきましたが、本県特別支援学校級教員の特別支援学校教諭等免許状の保有率は63.2%であり、全国平均より10ポイント以上低い状況にあります。この保有率向上に向けまして、(2) イに示させていただきましたように、今年度実施します教員採用試験、来年度採用の教員ですけども、特別支援学校教諭等免許状を保有していない場合は、採用後3年を目途に免許状を取得することを新たな要件としました。また、本年度から現職の未保有の教員全てに対しまして、取得に向けた計画を提出させ、県の認定講習や大学の公開講座などを受講して早期に免許を取得するよう強く指導するとともに、愛知教育大学を始め、県内の大学に現職教員に対する公開講座を拡充するよう要請するなど、取得しやすい環境作りにも努めております。これらの取組を通じまして、平成32年度までに全ての特別支援学校教員が特別支援学校教諭等免許状を取得することを目指します。
- 「3 知的障害特別支援学校の過大化による教室不足の解消」についてです。県立半田特別支援学校の過大化による教室不足を解消するために、(1) イにありますように、平成30年度の大府もちのき特別支援学校開校に向け準備中でございます。また、県立春日台特別支援学校の解消のために、(1) ウにあります平成31年度の新設校開校に向け、準備を行っております。
- 「4 長時間通学の解消」についてでございます。(2) にありますように、知的障害特別支援学校2校において各1台の増車を、肢体不自由児特別支援学校においても2校に各1台の増車を行いました。

最後に就労支援について御報告いたします。1(2)にございますように、平成27年度から拠点校2校に各1名ずつ、合計2名の就労アドバイザーを配置いたしました。このアドバイザーは、実習先や就労先の開拓、企業等の連携について専門的に取り組んでおります。また、2(1)にありますように、昨年度から、いなざわ特別支援学校・豊川特別支援学校の2校において、また平成28年度からは、一宮東特別支援学校・半田特別支援学校の2校において、「職業コース」を設置し更なる就労支援の充実を図っております。この職業コースは、順次、他の知的障害特別支援学校にも広げていく予定でおります。以上でございます。

髙橋会長

ありがとうございました。ただいまの御報告について、何か皆さん御質問・御意見ありますでしょうか。 どうぞ。

水野委員

愛知県聴覚障害者協会の水野です。古家委員の向いに座っております。手話通訳を介してお話しさせていただきます。特別支援教育の内容について、ちょっと分からないところがあったので質問します。普通の小中学校の中に特別支援学級というものがあるのか、いくつあるのか、各市にあるのか、そういうデータを教えていただきたい。

髙橋会長

特別支援学校について、基本的な情報の御説明をお願いいたします。

特別支援教育課 鈴木主査

特別支援教育課の鈴木と申します。古家委員の左側事務局席からお答えさせていただきます。特別支援学級につきましては、対象となる児童・生徒がおりましたら、その学校には特別支援学級が設置できるということでございます。つまり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体脆弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の7種のうち一人でも対象となる児童・生徒がいればその障害種の特別支援学級が立ち上がるということでございます。

水野委員

水野です。回答していただいたことと、こちらが求めていることが違いますので、改めてお話をします。 愛知県の中に一般の小中学校があるわけで、その中に特別支援学校ではなくて一般の小中学校の中に、例え ば「なかよし学級」みたいな名称がついてるのかもしれないですが、県内にそういう学級はいくつあります か。それはどこの市にいくつあるのかデータがほしい、ということです。

特別支援教育課 鈴木主査

特別支援教育課の鈴木です。全市町に特別支援学級は設置されております。平成29年度のデータでいきますと、合計3,213学級が愛知県内にあります。これは先程の7つの障害の学級数の合計です。小学校につきましては2,305学級、中学校につきましては908学級が県内にはあります。

水野委員

わかりました。ありがとうございます。

髙橋会長

他にいかがでしょうか。ではどうぞ。

永田委員

名古屋大学の永田です。古家委員の右側におります。1点質問させていただきます。なんとなく特別支援の免許を持ってらっしゃる先生が少ないなというのは印象があったのですけども、全国平均に比べて両方とも10ポイントほど低いという何か愛知県特有の理由とか背景があるのかどうかをお聞きできればというふうに思っております。

髙橋会長

その点について、いかがでしょうか。

特別支援教育課 伊藤課長補佐

特別支援教育課の伊藤と申します。具体的な理由について、客観的なデータに基づいてというものはないのですが、色々他県の状況から鑑みますと、例えば採用段階のところですでに免許があることを条件としている県もありますし、採用されてからの異動の方法が異なる県もありますので、そういったところも影響し

ていると思います。あと県自体の学校数や教員数の規模も影響しておりまして、愛知県同様に人数の多い東京都や大阪府等はなかなか数値が上がっていないという状況にあるのですが、そのへんをふまえて免許保有率を改善できるように現職教員に免許取得するよう呼びかけるだけでなく、先程申し上げたとおり大学の方にも要請をしたりして環境の方も整備しながら取り組んでいる状況であります。

永田委員

教員の方が理解していないというのもありますし、子どもの環境もありますし保護者支援ということもあるので、ぜひこの率を上げるような取組をぜひ進めていただければと思います。

髙橋会長

ありがとうございました。他にいかがですか、どうぞ。

古家委員

愛盲連の古家です。私事になってしまうのですが、うちの子がひとり小学校3年から中学校3年までずっと支援クラスではなくて、通級を受けていたんですね。私は支援クラスに入っても本人が行く気になればそれで良いかなと思っていたんだけども、主人が絶対にそういうところには入れたくないと言って、ではどうするかといって、通級といって週に2~3時間、先生とマンツーマンで一般のクラスを抜けて部屋でやる通級事業があったので、でもあれって結構本人もリラックスして受けられて有効だったんじゃないかと思います。でもその先生の数がかなり少ないみたいですけども、こういうのは愛知県でも取り組んでいるのでしょうか。

髙橋会長

いかがですかね。通級のことですけれども。

特別支援教育課 鈴木主査

特別支援教育課の鈴木と申します。古家委員の左側事務局席からお答えさせていただきます。通級の指導担当教員につきましては、昨年度より国が通級による指導担当教員の基礎定数化を10年かけて行うということになっております。今後、通級による指導を希望している児童・生徒の実態に応じて、対応していくということになっております。

髙橋会長

よろしいですか。ありがとうございました。他に皆さんもうよろしいですかね。はい、どうぞ。

井上委員

古家委員から向かって右側におります井上と申します。シンセサイズ中部からやってきました。特別支援学校の絡みでお話がしたくて、場をお借りします。僕は今、B型作業所で勤務していますが、就労支援学校の方が卒業するにあたって、6~7月に就労アセスメントという段階を経るのですが、就労アセスメントがあまりにも大量なために、体験通所しているか方が6月からみえているのですが、その方が就労アセスメントをちょっと待ってくださいということになって、約2ヶ月間、作業してもらっていますが、その間、工賃が全く出ないということになっておりまして、本契約がどんどん後ろにずれていくんですね。普通の方だったら働けばすぐにお金をもらえるものですが、体験入所は言葉の通り全く工賃が出ない。本人はすごく一生

懸命頑張ってやっていただいているんですけども、全く端で見ていて納得いかんなというふうに思っていますので、改善していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

髙橋会長

これは、何をどうしたらいいですか。

井上委員

特別支援学校に絡めてということで、全く関係ないですが、体験通所という名の下に工賃が発生しないということを改善してほしいなと思います。

髙橋会長

それは、特別支援学校からの実習生の話ですか。それとも違う話ですか。

井上委員

違う話です。

髙橋会長

では、別の話ということですね。そのへんのところ何かルールがあるんですかね。

障害福祉課 立花主幹

障害福祉課の立花といいます。古家委員の左側事務局席に座っております。今、井上委員がおっしゃられた就労アセスメント、通常ですと就労移行支援事業所に移って、そこから就労継続Bという流れが良いのですが、そういったものが社会関係上、支援がないとか許されないような場合は、継続支援Bとかということを使ってそこでアセスメントするということになります。そこは制度的なもので申し訳ないのですが、アセスメントをしている期間というのは工賃は発生しない、あくまでのその方がその作業に合うかどうかを体験していただいている場なので、その方は端からみていてすごく熱心にやっていただいているんだろうということは想像できるのですが、そこはちょっと目的が違いますので、その頑張りというのをアセスメント受けた後の継続支援所で発揮していただきたいと思います。以上です。

髙橋会長

御質問ありがとうございました。それでは引き続き愛知県特別支援教育推進計画に基づき取組を推進してください。また、第5期愛知県障害福祉計画の策定に当たっては、教育との連携が不可欠です。ぜひ連携を深めて進めていただくようにお願いいたします。

それでは、まだ意見交換をされたい方もいらっしゃるかと思いますが、時間も過ぎておりますので、本日の会議はこれをもちまして終了させていただきたいと存じます。事務局においては、今日出ました御意見や御質問をもとに施策の一層の推進を図っていただくようお願いをし終わらせていただきます。

16 閉会

障害福祉課長の植羅でございます。古家委員さんから左斜め前に今は立ち上がっております。

本日は大変お忙しい中を大変熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。本日いただきました大変多くの貴重な御意見・御提言につきましては、事務局でしっかり検討をさせていただきます。こ

の先、障害福祉計画につきましては、本日は骨子案ということでありましたが、これから素案の作成に移ってまいります。素案につきましては、今日いただきました御意見、また会長さんから御指摘がありましたニーズ調査をしっかり分析をして、素案の作成をしてまいりたいと思っております。素案の作成については、今後9月・11月に開催されます当審議会のワーキンググループでまた意見を頂戴いたしまして、12月の第2回当審議会に御提示させていただきたいというふうに思っております。

それから、時間がない中で宣伝になってしまって申し訳ないのですが、本日机上に「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」のチラシを配らせていただきました。昨年12月には「全国障害者芸術・文化祭あいち大会」ということで関係団体の皆様には大変御協力を賜りまして非常に大きな成果を得られたというふうに思っております。その全国大会の継承事業といたしまして、本年度はあいちアール・ブリュット展に加えまして、トークイベントも含めまして、障害者のアーツ展というかたちで今年度から実施させていただく予定でおります。こちらにも関係団体の皆様には大変御協力いただくということで感謝申し上げます。ぜひお集まりの皆様におかれましても、このアール・ブリュットに御来場いただきまして、障害のある方々への理解を深めるお手伝いをしていただければと思います。

なお、今年度2回目の障害者施策審議会は、12月14日午後に開催する予定でおりますので、何卒よろ しくお願いいたします。本日は、長い時間にわたりましてありがとうございました。

以上で、平成29年度第1回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人	印
署名人	印